

災害時における電源車の配備に関する覚書

浦安市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社（以下「乙」という。）は、令和3年2月1日に締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、乙が管理する電源車（以下「電源車」という。）に関して、必要な事項を定める。

（目的）

第1条 本覚書は、基本協定に規定する災害の発生に伴う大規模停電の発生時において、市民生活の安定を図るため、甲が乙へ電源車を要請することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（適用）

第2条 電源車の配備は、広範囲の長時間停電が発生し、又は発生のおそれがある場合に適用するものとする。なお、長時間とは、内閣府より示された「大規模災害における地方公共団体の業務継続の手引き」に記載のある人命救助の観点から重要となる非常用電源の確保時間を目安とする。

（配備の手続き）

第3条 甲は、基本協定第5条に規定する重要施設を優先し、乙へ電源車配備の要請を行う。

2 乙は前項による甲からの要請と保有台数を勘案し、電源車を配備する施設を決定する。ただし、市域を越える停電時には、乙は千葉県と協議の上、電源車を配備する施設を決定する。

3 乙は、電源車を配備する施設が決定した際は、速やかに甲に連絡を行う。

4 乙が電源車の待機場所として、甲の所有地を必要とする場合は、甲は可能な限りその利用を認める。

5 電源車の配備に必要な電気主任技術者等の要員は、原則、電源車を配備する施設の管理者の責任において確保する。

6 依頼等に関する双方の連絡先は別途定める。

(電源車の運転と取外し)

第4条 乙は、電源車の運転状態を監視するとともに、給油の手配を行う。

2 甲及び乙は、電力系統からの電力供給が再開した場合は、特段の理由がない限り、相互協力のもと速やかに電源車の取外しを行う。

(自衛措置)

第5条 甲は、災害の発生に伴う長時間停電に備え、平時から非常用発電機等の電力供給を確保する自衛措置に努める。

(定めのない事項等)

第6条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年2月1日

甲 浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市
浦安市長 内田悦嗣

乙 船橋市湊町2丁目2番16号
東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社
京葉支社長 岡崎匡人